

L 増改築等（省エネ等）の場合の必要書類一覧

	書類	有効期限	取得場所	取得費用
■税務署所定の用紙				
1	贈与税申告書	最新版	国税庁HP	
2	相続時精算課税選択届出書	最新版	国税庁HP	
■受贈者に関する書類				
3	受贈者の戸籍謄本（または抄本）	贈与日以降の最新の状態のもの	受贈者の本籍地の市区町村役場	一通¥450
4	受贈者の戸籍の附票の写し	居住開始日以降の最新の状態のもの	受贈者の本籍地の市区町村役場	一通¥450
■贈与者に関する書類				
5	贈与者の住民票の写し	贈与日以降の最新の状態のもの	贈与者の住民登録地の市区町村役場	一通¥300
6	贈与者の戸籍の附票の写し	贈与日以降の最新の状態のもの	贈与者の本籍地の市区町村役場	一通¥450
■住宅取得等資金の非課税の必要書類				
7	源泉徴収票	贈与があった年のもの	受贈者の勤務先	
8	登記事項証明書（土地・家屋）	工事完了後の最新の状態のもの	法務局	一通¥480~600 （申請方法により異なる）
■増改築等の証明書類				
9	工事請負契約書の写し		受贈者保管のもの	
10	確認済証	工事完了後の最新の状態のもの	各専門機関（不動産会社に確認）	各専門機関（不動産会社に確認）
	検査済証	工事完了後の最新の状態のもの	各専門機関（不動産会社に確認）	各専門機関（不動産会社に確認）
	増改築等工事証明書	工事完了後の最新の状態のもの	各専門機関（不動産会社に確認）	各専門機関（不動産会社に確認）
■省エネ等住宅の証明書類				
11	住宅性能証明書	家屋取得日前2年以内に発行されたもの または 取得日以降に家屋調査が終了したもの	各専門機関（不動産会社に確認）	不動産会社に確認
	建設住宅性能評価書の写し			
	増改築等工事証明書			

I + III + V + VI(d)

※受贈者が贈与を受けた年に死亡した場合は別途IIが必要

※申告期限までに居住を始められない場合は別途VIIが必要